



# 栃木県公報

平成25年  
12月27日(金)  
第2543号

## 目次

### 規則

- とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部改正 ..... 1001
- 肥料取締法施行細則の一部改正 ..... 1002
- 栃木県営住宅条例施行規則の一部改正 ..... 1002

### 告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 ..... 1002
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定に係る変更 ..... 1003
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退 ..... 1003
- 道路の区域の変更 ..... 1003
- 道路の供用開始 ..... 1004

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ..... 1004
- 土地改良区役員の退任 ..... 1005
- 土地改良区清算人の退任 ..... 1005
- 建設業者の監督処分 ..... 1006
- 公共測量の実施 ..... 1006
- 都市計画決定図書の写しの縦覧 ..... 1006
- 指定人の氏名又は名称の変更 ..... 1007

### 内水面漁場管理委員会

- 漁業調整のための告示 ..... 1007

## 規則

### 栃木県規則第四十九号

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

### とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則(平成七年栃木県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「の一時保護又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の下に「若しくは同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、「当該」を「これらの」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

(青少年男女共同参画課)

栃木県規則第五十号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和五十九年栃木県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削る。

別表5の項中「普通肥料」の次に「（6に掲げるものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料</p>	<p>この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p>
---	--

別記様式第二号を削る。

附 則

- この規則は、平成二十六年一月四日から施行する。ただし、第二条第三項を削る改正規定及び別記様式第二号を削る改正規定は、同月一日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の日の前年に第二条第一項に規定する生産業者が生産した石灰質肥料に係る改正前の同条第三項の規定による報告については、なお従前の例による。

(経営技術課)

栃木県規則第五十一号

栃木県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県営住宅条例施行規則（平成九年栃木県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改め、同号イ及びロ中「の規定」を「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年一月二日から施行する。

(住宅課)

告 示

栃木県告示第648号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
さとう薬局	大田原市黒羽向町447-6	有限会社くすりのサトウ	平成25年	精神通院医療

		代表取締役 佐藤 早苗	12月1日
--	--	-------------	-------

栃木県告示第649号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
ウエルシア薬局宇都宮テクノポリス店	宇都宮市ゆいの杜5-26-29 (宇都宮市野高谷町1105)	ウエルシア関東株式会社 代表取締役 水野 秀晴	平成25年 3月23日	精神通院医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第650号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
緑の屋根診療所	佐野市堀米町1348-5	医療法人常盤会 理事長 長澤 正彦	平成25年 12月15日	精神通院医療
もりぐちクリニック	足利市福居町506	森口 英男	平成25年 12月21日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年12月27日から平成26年1月27日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路線名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
/	前	日光市上三依字大面居平38-1から 日光市上三依字一ッ石32-4まで	7.0～10.4	145.0	
	後	日光市上三依字大面居平38-1から 日光市上三依字一ッ石32-4まで	7.0～26.4	145.0	

II

道路の種類 一般国道  
路線名 352号  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	日光市上三依字大面居平38-1から 日光市上三依字一ッ石32-4まで	7.0～10.4	145.0	
	後	日光市上三依字大面居平38-1から 日光市上三依字一ッ石32-4まで	7.0～26.4	145.0	

III

道路の種類 県道  
路線名 一般県道 栗山今市線  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
245	前	日光市小百字千ト草1838から 日光市小百字石見1922-1まで	4.3～9.9	427.0	
	後	日光市小百字千ト草1838から 日光市小百字石見1922-1まで	6.7～16.4	427.0	

栃木県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年12月27日から平成26年1月27日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	鹿沼市磯町字中原1158から 鹿沼市磯町字当山230-1まで	平成25年12月27日
	一般国道400号	大田原市赤瀬16-4から 大田原市北大和久8-1まで	平成25年12月27日
	一般国道400号	大田原市新富町1丁目1935-37から 大田原市新富町1丁目1930-1まで	平成25年12月27日

(道路保全課)

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成25年12月16日	特定非営利活動法人両毛ケアサービス	田鶴 志郎	足利市駒場町568番地1	この法人は、高齢者及び障害者に対して、住宅介護サービスに関する事業を行うとともに、介護・医療をはじめとする事業の経済活動の活性化を行い、これら高齢者及び障害者、家族の利益の増進に寄与することを目的とする。	平成26年2月17日

(県民文化課)

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
矢板市高塩土地改良区	監 事	大塩 明義		矢板市高塩203	25.12.7	
	〃	君島浩一郎		〃 〃 200	〃	
	〃	増渕 一夫		〃 〃 435-10	〃	

○土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	清算人氏名	住 所	退 任 年 月 日
矢板市高塩土地改良区	関 勝一	矢板市高塩75	25.12.7
	仲島 陽一	〃 〃 210	〃
	仲島 三男	〃 〃 168	〃
	薄井 邦夫	〃 〃 211	〃
	福田 行夫	〃 〃 225	〃
	薄井 初夫	〃 〃 214-1	〃
	黒崎 忠雄	〃 〃 253	〃
	土屋 友子	〃 〃 161-1	〃

手塚 勉	矢板市高塩117	25.12.7
手塚 元治	〃 〃 132	〃
藤田 實	〃 鹿島町16-18	〃
小山 俊実	〃 木幡1431-1	〃

(農地整備課)

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 処分をした年月日  
平成25年12月20日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社高久建工  
下都賀郡壬生町羽生田1733  
代表取締役 高久 和夫  
栃木県知事許可（般-24）第18186号

- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業の全部
  - (2) 停止を命ずる期間  
平成26年1月6日から同月12日までの7日間

- 4 処分の原因となった事実  
有限会社高久建工及び同社の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成25年7月9日、宇都宮地方裁判所栃木支部において、同社を罰金150万円に、同役員を懲役1年6月執行猶予5年及び罰金80万円に処する旨の判決を受け、これが確定したこと（建設業法第28条第1項第3号該当）。

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、益子町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業地域  
芳賀郡益子町
- 3 作業期間  
平成25年12月20日から平成26年3月20日まで

(監理課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

上三川町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成25年12月6日に決定した、

宇都宮都市計画地区計画（ゆうきが丘団地）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一  
(都市計画課)

○指定人の氏名又は名称の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、指定人の氏名又は名称の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成25年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

変 更 年 月 日	変 更 後 の 氏 名 又 は 名 称	変 更 前 の 氏 名 又 は 名 称
平成24年 11月19日	栃木県配置薬協議会	社団法人栃木県医薬品配置協会

(会計局会計管理課)

## 内水面漁場管理委員会

### 栃木県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成25年12月27日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 橋 本 俊 一

1 指示の内容

オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、これらを採捕した区域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りでない。

2 指示の区域

栃木県全域

3 指示の期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日まで